

令和7年度事業計画(案)

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

当協議会は、不動産の表示に関する公正競争規約（以下、「表示規約」という。）及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下、「景品規約」という。）を円滑、効果的に運用することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の自主的、かつ、合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的として、以下の事業を展開する。

1. 研修計画

(1) 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

会員に対する表示規約、景品規約の周知活動が最重要課題であるため、各地区又は各所属団体が主催する研修会において普及を図る。本部としても講師の派遣、資料の提供など不動産の公正競争規約を普及させるために積極的に協力する。

(2) 賛助会員研修会

違反広告事例や相談事例などを含め、公正競争規約普及のため、各地区調査指導委員会主催にて広告代理店など賛助会員を対象とした研修会を開催する。

(3) 違反事業者に対する義務研修会

警告以上の措置を受けた事業者及び義務研修を終えてない受講義務のある事業者を対象にした研修会を各地区調査指導委員会において適宜開催する。なお、例年通り対象者が少ないなど研修会を開催しない場合は、福岡地区が主催する研修会で対象者を受け入れることができることとする。

(4) 新規入会事業者に対する規約普及研修会

新規事業者へ公正競争規約を周知するため、各地区調査指導委員会及び所属団体で新規事業者や従業員を対象にした研修会を適宜開催する。

(5) 規約指導担当者研修会の実施

各地区の調査指導委員長、担当事務局等を対象に公正競争規約や違反事例に関する研修会を実施し、担当者のレベルアップを図る。

2. 調査・指導計画

(1) 事前相談業務の拡充

各地区調査指導委員会は、所属の会員事業者、賛助会員等から不動産広告についての質問、広告作成にかかる相談に積極的に応じることとし、公正競争規約違反の未然防止に努める。

(2) インターネットの「おとり広告」撲滅への対応

平成30年8月の措置から、インターネットにおける「おとり広告」により嚴重警告並びに違約金課徴の措置を講じた事業者に対し、7つの不動産情報サイト運営会社及び団体と連携し、各サイトへの広告掲載を原則1か月以上停止する施策を実施する。また、協力サイトとの意見交換会などを実施し「おとり広告」の撲滅への取り組みをより強化する。

3. 広報計画

(1) ホームページによる情報提供

事業者及び消費者へ向けて公正競争規約の普及活動を行う。また、「おとり広告」「SNS広告」についての注意喚起など情報提供を行う。

(2) 規約・ハンドブック・ステッカーの頒布

表示規約及び景品規約の普及のため「不動産の公正競争規約」、「不動産広告ハンドブック」の頒布を引き続き行う。また、会員事業者に対しては事業所に提示する「公正表示ステッカー」を配布又は頒布する。

4. その他

(1) 賛助会員の入会促進

不動産広告の適正化推進のためには、不動産広告を作成または掲載する新聞社、広告代理店、不動産ポータルサイト運営会社の理解と協力が不可欠となるため、引き続き、広告代理店等に賛助会員入会を働きかけていく。

(2) 地区調査指導委員会間の連携強化

各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように、体制の整備、強化を図る。また、本部調査指導委員会において各地区調査指導委員会での規約の運用状況等、意見交換を行う。

(3) 関係官庁及び他地区協議会との連携強化

消費者庁・公正取引委員会及び九州・沖縄の関係行政官庁との連携を強化することにより、不動産広告の適正化と取引の公正化を図る。また、他地区協議会と情報交換や意見交換を行いおとり広告やSNS等を利用した不動産広告等の共通問題への対応及び規約の適正な運用を推進する。

参考（九州不動産公正取引協議会の助成金、補助金）

各地区（8地区）への助成金

- * 地区調査指導委員会費 1地区 10万円 + 3万円×開催回数
- * 義務研修会交付金 1名 1万円

団体会員（19団体）への補助金

- * 研修会補助金（1回実施毎に5万円。但し新入会研修会は除く）
- * 会議、研修会等参加者旅費の一部補助金（1団体一律10万円）